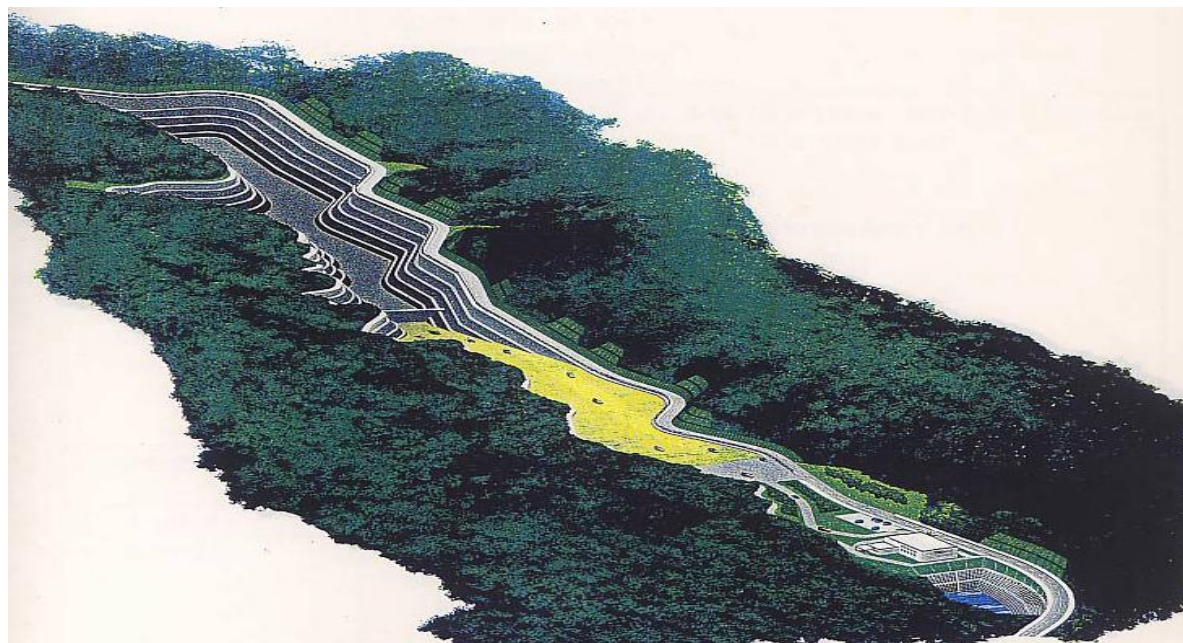


# かながわ環境整備センター

(産業廃棄物最終処分場)

## 〈 搬入の手引き 〉



神奈川県

## 【 目 次 】

1. 施設の概要.....	1
2. 受入日時.....	1
3. 受入廃棄物の種類及び処理料金.....	1
4. 廃棄物の受入基準.....	2
5. 契約（事前準備）.....	4
6. 処理料金の支払い.....	7
7. 廃棄物の搬入.....	8
7-1 搬入の申込み.....	10
7-2 搬入車両.....	11
7-3 搬入ルート.....	11
7-4 施設内での搬入ルール.....	13

## 1. 施設の概要

施設の概要は、次のとおりです。

項目	概要
名称	かながわ環境整備センター
所在地	〒240-0104 神奈川県横須賀市芦名 3 丁目 1990 番地 TEL : (046) 856-6810 FAX : (046) 856-6817
形式	管理型最終処分場
面積	総面積 約 15ha (埋立地面積 約 5 ha)
埋立容量	約 75 万 m <sup>3</sup> (廃棄物 約 54 万 m <sup>3</sup> 、覆土等 約 21 万 m <sup>3</sup> )
浸出水処理	処理能力 : 390m <sup>3</sup> /日
主要施設	貯留構造物 浸出水集排水施設 しゃ水施設 廃棄物搬入施設 (展開検査場、セメント固化設備、ストックヤード) 管理施設・雨水排水施設・地下水排水施設 等

## 2. 受入日時

受入日時は、次のとおりです。

- (1) 受入日 月曜日～金曜日 ただし、祝日を除く  
※その他、年末年始、夏休み、年度の切り替わり時期の休業日あり
- (2) 受入時間 午前 9 時 30 分～11 時 30 分、午後 13 時 30 分～15 時 30 分

なお、大雨、強風等気象条件により受け入れ出来ない場合があります。

## 3. 受入廃棄物の種類及び処理料金

本処分場に受け入れる廃棄物の種類及びその処分に係る手数料 (処理料金) は、神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例により定められています。(令和元年 10/1 改定)

廃棄物の種類		金額 (10kgあたり)
燃え殻		262円
汚泥		
鉱さい		
ばいじん		
燃え殻、汚泥及びばいじんを処分するために処理したもの		
石綿含有産業廃棄物		316円
廃石膏ボード		262円
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	石綿含有産業廃棄物及び 廃石膏ボードを除く	195円
がれき類	中間処理残さ	
	中間処理残さ及び石綿含有 産業廃棄物を除く	

## 4. 廃棄物の受入基準

### ○共通受入基準

- 1 県内の事業場から排出された産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を除く。）であること。
- 2 個別受入基準に掲げる種類の産業廃棄物であって、複数の種類の産業廃棄物を混合したものでないこと。
- 3 飛散しないよう必要な措置が講じられていること。
- 4 著しい臭気を有しないこと。
- 5 処理施設の管理運営に支障がないものであること。

### ○個別受入基準

燃え殻（*1）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）に定める方法により検定した場合における検出値（以下「溶出試験値」という。）が、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）に定める判定基準（以下「判定基準」という。）に適合すること。</li> <li>2 火気を帯びていないこと。</li> <li>3 熱しゃく減量が10パーセント以下であること。</li> </ol>
汚泥	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 溶出試験値が、判定基準に適合すること。</li> <li>2 無機性のものであること。</li> <li>3 非水溶性のものであること。</li> <li>4 道路路体に適した性状に処理されていること。</li> </ol>
鉱さい	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 溶出試験値が、判定基準に適合すること。</li> <li>2 最大径がおおむね15センチメートル以下であること。</li> <li>3 火気を帯びていないこと。</li> </ol>
ばいじん（*1）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 溶出試験値が、判定基準に適合すること。</li> </ol>
燃え殻、汚泥及びばいじんを処分するために処理したもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 溶出試験値が、判定基準に適合すること。</li> <li>2 最大径がおおむね15センチメートル以下であること。</li> </ol>
石綿含有産業廃棄物（*2）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 シート等により梱包された状態で搬入されたものであること。</li> </ol>
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 最大径がおおむね15センチメートル以下であること。</li> <li>2 他の物質が付着し、混入し、又は封入されていないこと。</li> </ol>
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 最大径がおおむね15センチメートル以下であること。ただし、性状により破碎し難いものについては、この限りでない。</li> </ol>
中間処理残さ（*3）	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 木くず等の可燃物又は金属くずが混入して排出されたものについては、中間処理を行い、かつ、手作業又は風力、磁力、電気等を用いる方法により、木くず等の可燃物又は金属くずを可能な限り選別し、及び除去したものであること。</li> </ol>

※廃石膏ボードは「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」に含まれます。

### ( \* 1 ) 燃え殻・ばいじんの受入れについて

燃え殻・ばいじんの受入れについては、重金属の溶出量にかかわらず、キレート処理又はセメント固化等の溶出防止措置が取られているものに限定させていただきます。(令和5年4月改定)

### ( \* 2 ) 石綿含有産業廃棄物の受入れについて

「がれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」及び「廃プラスチック類」に該当するものが受入れ可能です。なお、産業廃棄物の種類が汚泥に該当するものや特別管理産業廃棄物に該当する「廃石綿等」の受入れはできません。

### ( \* 3 ) がれき類(中間処理残さ)における「可能な限り選別除去したもの」について

「木くず等の可燃物又は金属くずを可能な限り選別し、及び除去したものであること」とは、当面の間、「熱しゃく減量がおおむね10%以下であること」とします。なお、当該廃棄物の申請については、原則として、現地で中間処理の状況を確認させていただきます。

※熱しゃく減量確認のため、事前にサンプルを提出していただく場合があります。

## ○廃棄物の荷姿・重量

特別に指定する場合(下表参照)を除いては、バラ積み、フレコン詰めいずれかの方法で搬入していただきます。ただし、物の性状等によっては、こちらから荷姿を指定させていただく場合があります。

なお、フレコン詰めで搬入される場合は1梱包あたり1t以下としていただき、外面に日付と排出事業者名(予約番号可)を記載してください。

燃え殻、ばいじん	原則としてバラ積みとします。ただし、物の性状等によっては、フレコン詰めによる搬入のみとさせていただく場合があります。
石綿含有産業廃棄物	中身が確認できる透明な厚さ 0.15mm 以上のプラスチック袋又はプラスチックシートで密閉(比較的飛散性が高い恐れがあるもの <sup>注1)</sup> にあっては2重に密閉)した後、フレキシブルコンテナバッグ(1m <sup>3</sup> 用又は長尺用)に入れて口をしぼること。 長尺物であって、フレコンバッグが使用できない場合は、中身が確認できる透明な厚さ0.15mm以上のプラスチックシートで2重に密閉すること。 ※ ブルーシート、土嚢での梱包による搬入はできません。 ※ 長尺物の場合の長辺長さは概ね2.4m以内、幅長さは概ね1m 以内、厚みは概ね0.5m以内、重量を1t以下としてください。

注1) 石綿含有仕上塗材や石綿含有下地調整塗材が廃棄物となったもの及びけい酸カルシウム板第1種が切断・破碎されて廃棄物となったもの、除去時に用具又は器具等に付着した石綿含有廃棄物等を指します。

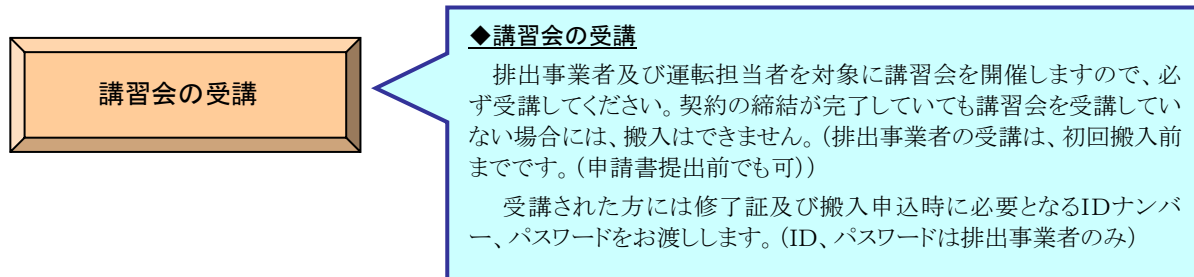
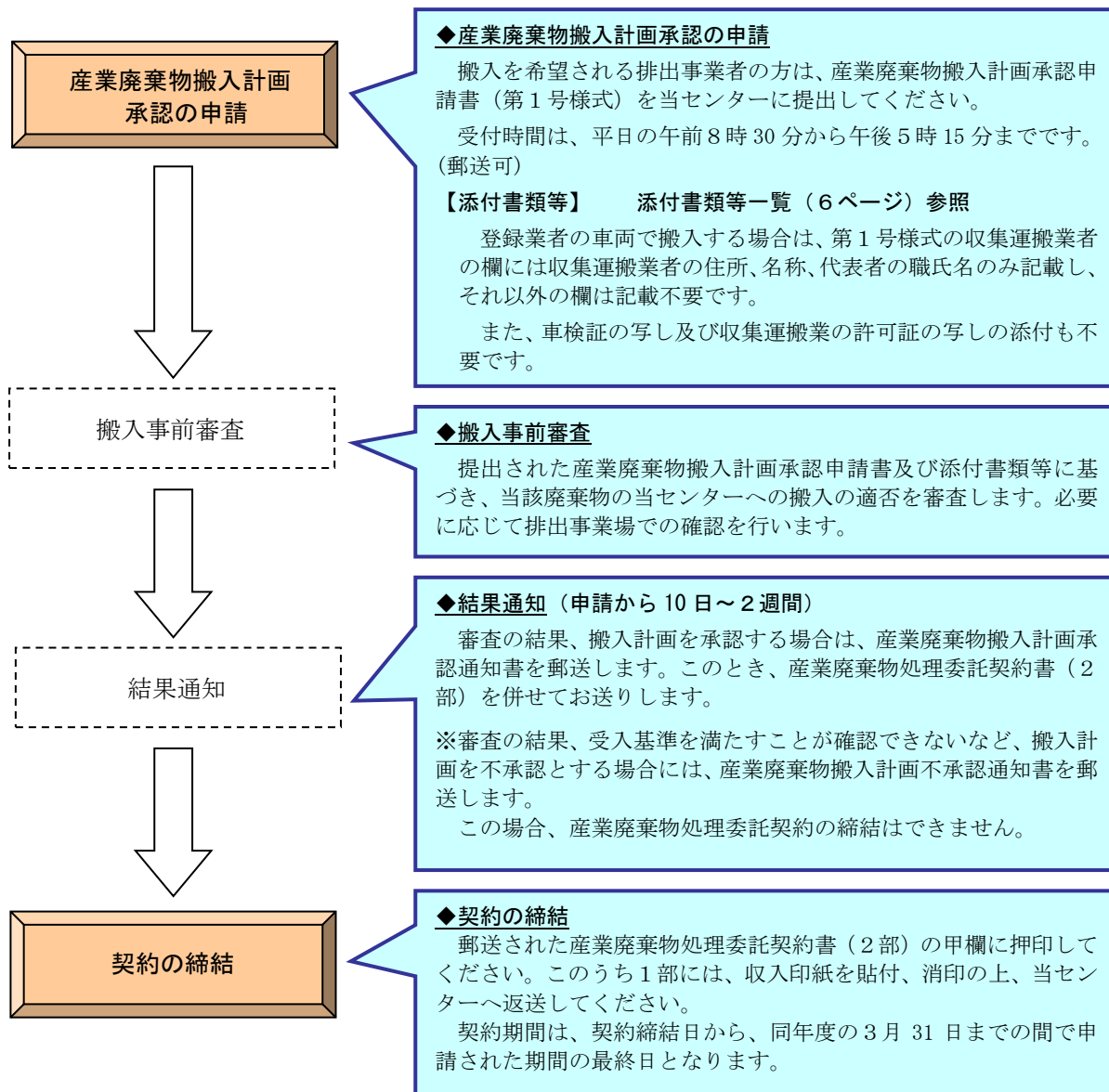
なお、石綿含有仕上塗材や石綿含有下地調整塗材が廃棄物となったものが粉状の場合は、こん包の前に「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)」第6章に示されている方法に準じて固型化、薬剤による安定化等の措置を講じて下さい。

(搬入前に固型化、安定化の方法を確認させていただく場合があります。)

## 5. 契約(事前準備)

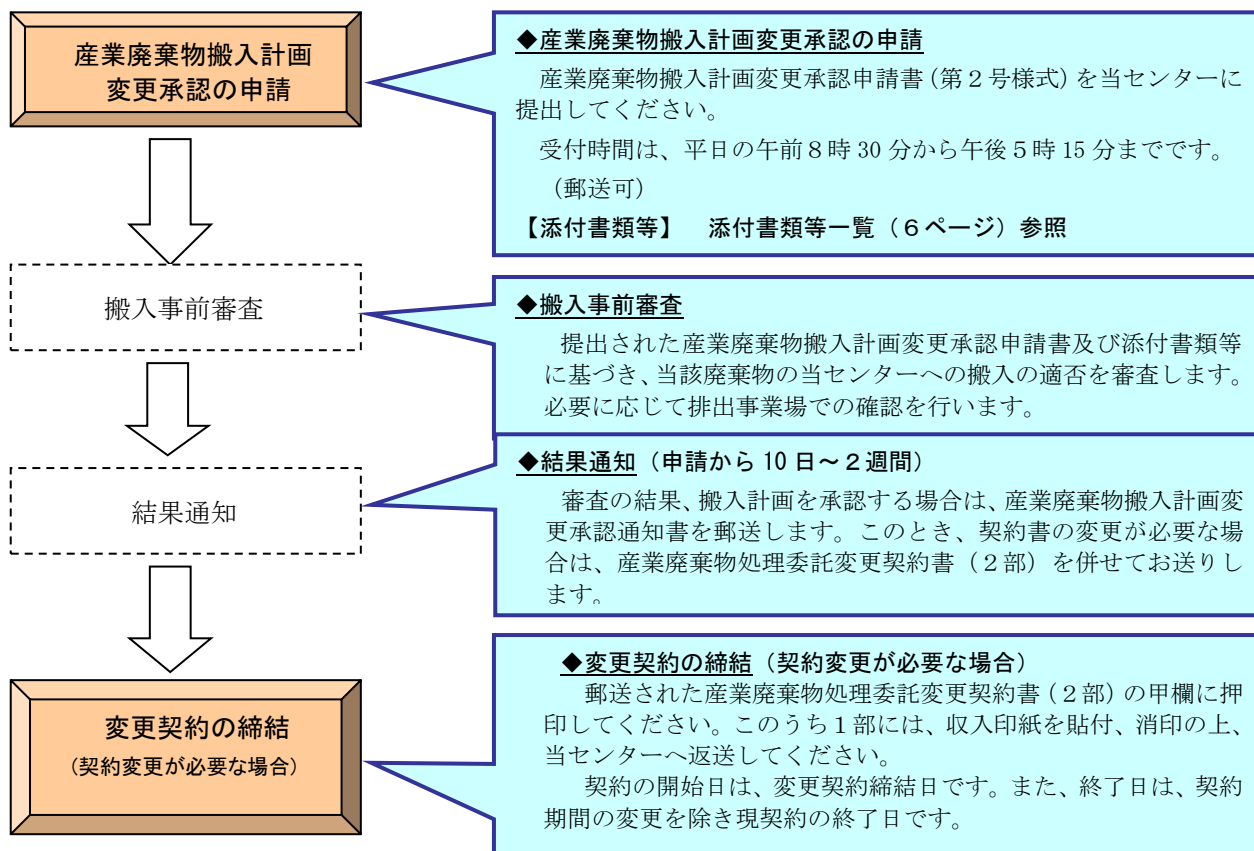
### ○契約(新規)

搬入を希望される排出事業者の方は、県知事あてに申請をして、契約を締結することになります。センターに登録されている収集運搬業者の車両で搬入する場合は、車検証の写し等の書類の添付を省略できます。



## ○搬入計画の変更

承認を受けた搬入計画の内容を変更しようとする場合は、次のとおり、産業廃棄物搬入計画変更承認申請書（第2号様式）を当センターに提出してください。なお、登録業者の車両または運転者の追加等については、登録業者が手続きを行うため、申請書の提出は不要です。




承認申請書、申請書記入例、廃棄物データシート（WDS）は、当センターのホームページからダウンロードできます。

(1) URL

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f80175/index.html>

(2) かながわ環境整備センターのホームページからの入り方


かながわ環境整備センター  > 「かながわ環境整備センター」 > 「利用案内」 > 「手引き・様式類」  
 Click

廃棄物データシート（WDS）の記入方法等については、環境省作成の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン-WDSガイドライン」をご覧ください。記入例も掲載されています。（環境省のホームページには、かながわ環境整備センターのホームページから入ることもできます）

(1) URL

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>

(2) 環境省のホームページからの入り方

「トップページ <http://www.env.go.jp/>」 > サイト内検索    
 Click

	新規	変更		
		変更の内容		
		廃棄物の種類、性状、量等の変更	収集運搬業者の追加・変更・削除	自社車両により搬入する場合の車両又は運転手の追加・変更・削除
申請書				
第1号様式	<input type="radio"/> *1			
第2号様式		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> *1	<input type="radio"/>
添付書類等				
廃棄物の種類ごとの性状及び排出工程等の概要を工程図により記入したもの(WDS等)	<input type="radio"/> *2	<input type="radio"/> *2		
廃棄物の種類ごとのサンプル	<input type="radio"/> *2	<input type="radio"/> *2		
溶出試験値を確認できる書類(分析表)	<input type="radio"/> *3	<input type="radio"/> *3		
自動車検査証(車検証)の写し	<input type="radio"/> *4			<input type="radio"/>
委託業者の収集運搬業の許可証の写し	<input type="radio"/> *5			

\*1 廃棄物の運搬を収集運搬業者に委託する場合、その収集運搬業者は当センターに「収集運搬業者の登録」をしていただきます。様式中の「委託による運搬搬入を行う場合」欄は、すでに登録のある業者であれば、住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)の項のみ記載。

(第1号・第2号様式の記載で「自社の車両による搬入の場合は、「自社による運搬搬入」に該当。ただし、当センターに収集運搬業者登録している場合は、「委託による運搬搬入」に該当。)

\*2 がれき類、ガラスくずについては、センターが必要と認める場合のみ

\*3 燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん並びに燃え殻、汚泥及びばいじんを処分するために処理したものの場合

\*4 廃棄物の運搬を収集運搬業者に委託する場合は不要

\*5 収集運搬業者は、搬入前に当センターへ登録をしていただく必要があります。

### <収集運搬業者の方へ>

当センターへの登録方法は、「収集運搬業者登録の手引き」に記載しています。手引きは当センターのホームページに掲載していますのでご覧ください。(トップページから「収集運搬業者登録」→「手引き」へ進んでください。)

[かながわ環境整備センター](#) [検索](#) > 「かながわ環境整備センター」 > 「収集運搬業者登録」 > 「手引き」

## 6. 処理料金の支払い

### ○処理料金の確認

月毎の産業廃棄物処分手数料の額（処理料金）は処理料金請求時の廃棄物受入料金請求情報一覧表から確認できます。

### ○処理料金の請求

原則、月毎にまとめて翌月に産業廃棄物処分手数料として、納入通知書により請求します。

### ○料金清算

納入通知書に記載された納付期限までに、納入通知書裏面に記載された納付できる金融機関において納付してください。口座振込みでの処理はできません。

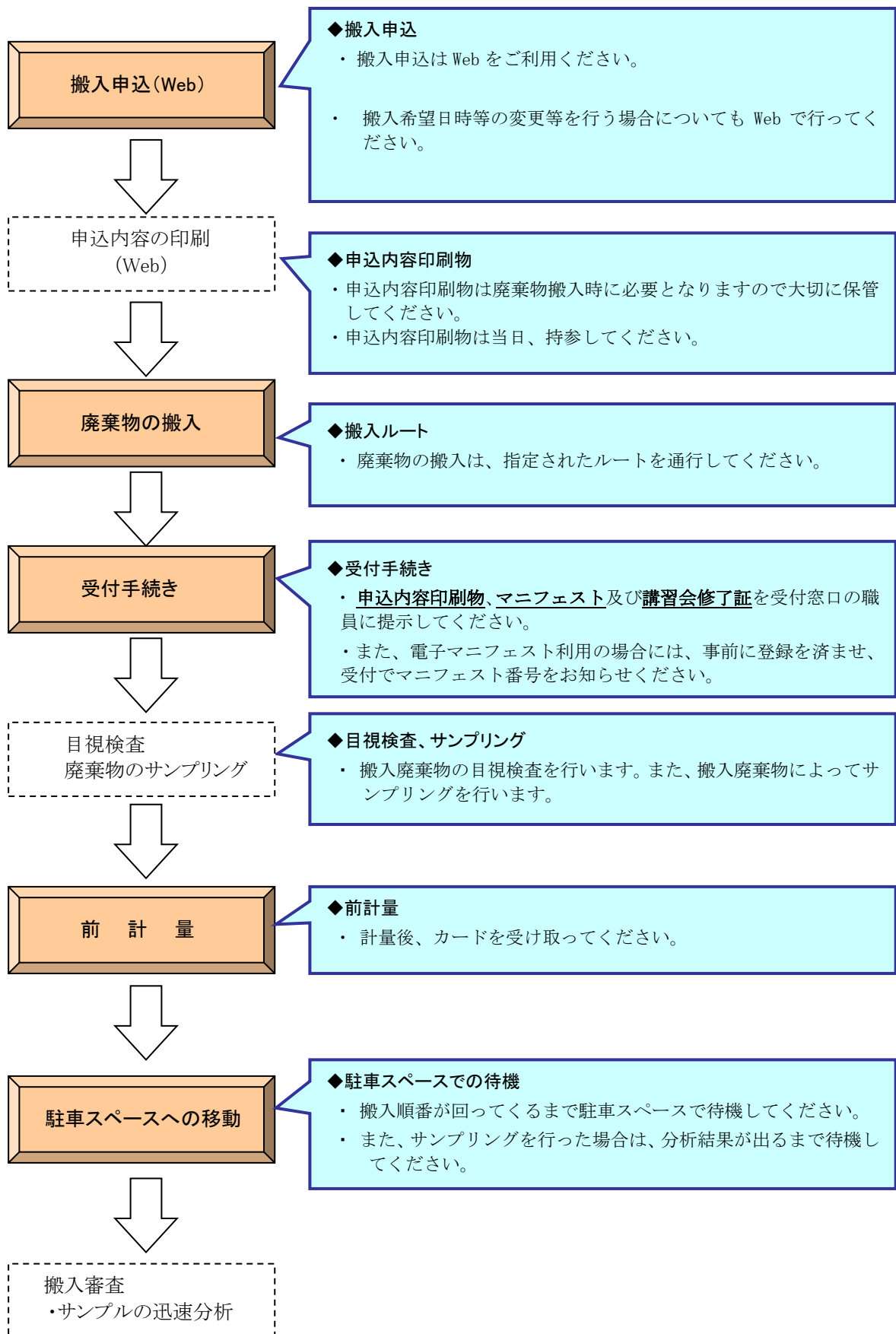
納付期限までに納付されない場合には、遅延損害金を徴収する場合があります。  
また、やむを得ず、産業廃棄物の受入停止や契約の解除を行う場合がありますので、納付期限を厳守してください。

納入通知書の様式

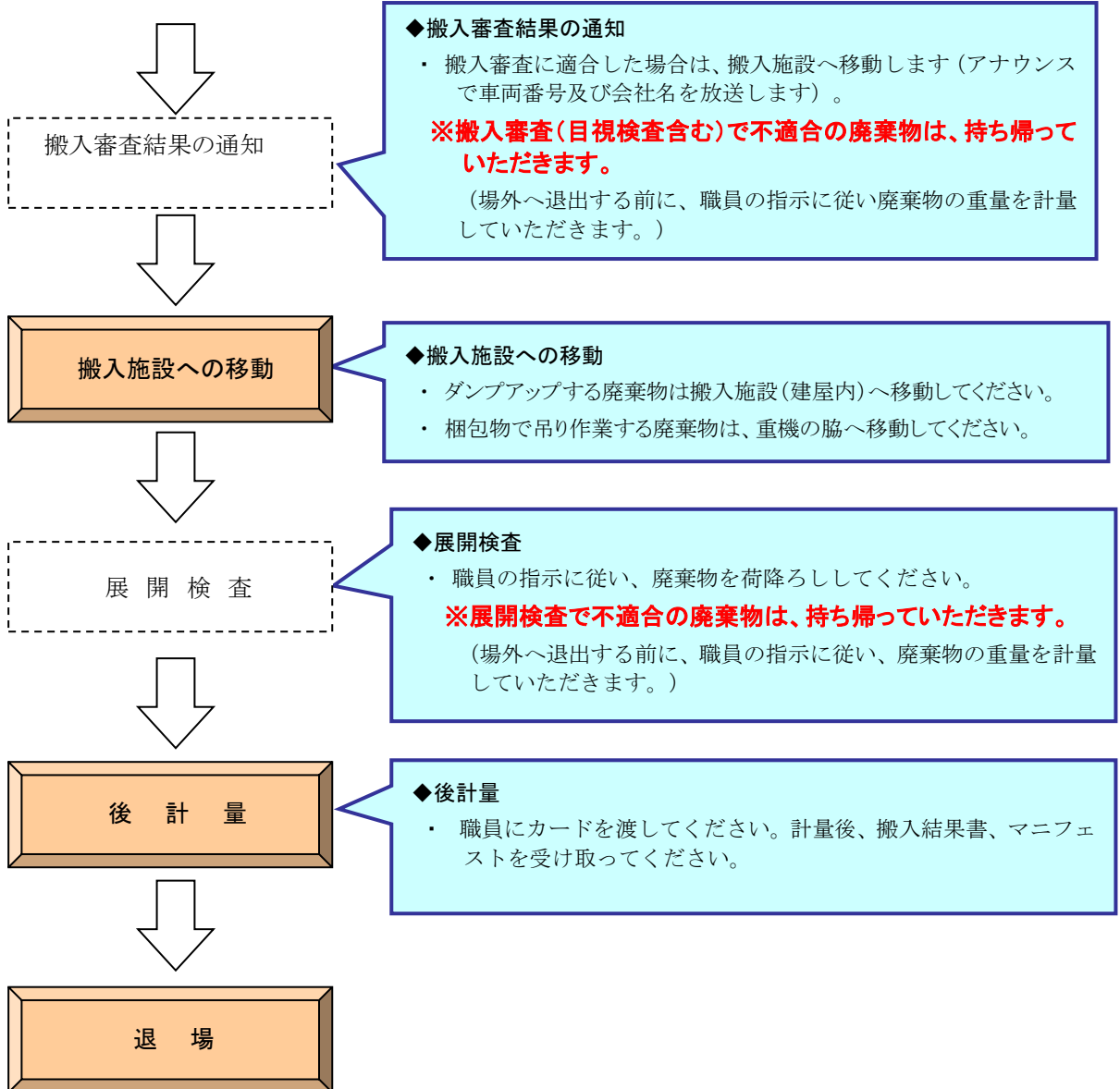
収入済通知書										原符					納入通知書・領収書																																																																																															
氏名										氏名					住所																																																																																															
<table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>会計</td><td>年度</td><td>出納</td><td>所属</td><td>調定番号</td><td>K</td><td>CD</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>C</td><td>金</td><td>額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>CD</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>										区分	会計	年度	出納	所属	調定番号	K	CD				C	金	額					CD				<table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>会計</td><td>年度</td><td>出納</td><td>所属</td> </tr> <tr> <td>調定番号</td><td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>科目</td><td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>納付期限</td><td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>金額</td><td colspan="4"></td> </tr> </table>					区分	会計	年度	出納	所属	調定番号					科目					納付期限					金額					<table border="1"> <tr> <td>区分</td><td>会計</td><td>年度</td><td>出納</td><td>所属</td><td>調定番号</td><td colspan="3">科目</td> </tr> <tr> <td>納付期限</td><td colspan="4"></td><td>金額</td><td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(金額内訳)</td><td colspan="2">%</td><td colspan="2">円</td><td colspan="2">消費税等</td><td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td><td colspan="2">%</td><td colspan="2">円</td><td colspan="2">消費税等</td><td colspan="2">円</td> </tr> </table>										区分	会計	年度	出納	所属	調定番号	科目			納付期限					金額					(金額内訳)		%		円		消費税等		円				%		円		消費税等		円	
区分	会計	年度	出納	所属	調定番号	K	CD																																																																																																							
C	金	額					CD																																																																																																							
区分	会計	年度	出納	所属																																																																																																										
調定番号																																																																																																														
科目																																																																																																														
納付期限																																																																																																														
金額																																																																																																														
区分	会計	年度	出納	所属	調定番号	科目																																																																																																								
納付期限					金額																																																																																																									
(金額内訳)		%		円		消費税等		円																																																																																																						
		%		円		消費税等		円																																																																																																						
課(所)名 納入内容 所属出納機関 神奈川県会計管理者										課(所)名 納入内容					課(所)名 納入内容																																																																																															
領収日付印										領収日付印					上記の金額を領収しました。 領収日付印																																																																																															
(神奈川県保管)										(金融機関保管)					(納入者保管)																																																																																															

## 7. 廃棄物の搬入

### ○廃棄物の搬入の流れ



(前頁の続き)



## 7-1 搬入の申込み

搬入の申込みは、契約手続き及び講習会の受講が終了してから可能になります。

スムーズな廃棄物の搬入を行うために、廃棄物の搬入は「**完全予約制**」となっています。

### ○ 搬入申込み

搬入申込みは Web をご利用ください。予約成立の場合は、Web から申込内容印刷物を印刷できますので、申込内容印刷物の確認及び持参をお願いします。

また、予約が成立していない状況での搬入は原則お断りしますので予めご了承ください。

### ○ 申込み方法

○ 別添の「かながわ環境整備センター 搬入申込 Web (e-kanagawa) 操作マニュアル」をご覧ください。搬入希望日時の搬入申込空き状況は、搬入申込用ホームページで確認することができます。

※搬入申込用ホームページのURLは産業廃棄物処理委託変更契約書の郵送時に通知します。

○ 搬入日の2営業日前の23時59分まで予約可能です（予約枠満了の場合は不可、空き状況はWebから確認してください）。予約申込後、直ちに申込内容印刷物を印刷できるようになります。

※申込締め切り後の搬入や申込内容の修正・取消しをご希望の際は、お電話ください。

### ○ 予約の修正・取消し方法

予約の修正・取消しの際は、別添の「かながわ環境整備センター 搬入申込 Web (e-kanagawa) 操作マニュアル」をご確認のうえ手続きを行ってください。搬入日の2営業日前23時59分以降の修正・取消しはお電話ください。

搬入日時、廃棄物の種類、予定重量が変更になった場合だけでなく、運搬車両や運転手が変更になった場合も、変更手続きは必要になります。手続きが行われていない場合は、搬入ができないことがあります。

なお、当日の交通事情等による若干の時間の変更は連絡不要ですが、午前中の搬入予定が午後になる場合（又はその逆の場合）や当日搬入ができなくなった場合は、電話でお知らせください。

## 7-2 搬入車両

搬入車両は、当センターの受入基準を遵守（飛散防止措置等）でき、速やかに荷降ろしができる構造を有し、高さ3.50m以内で7.5mのトラックスケールに全車輪が乗ることが可能な車両としてください。また、搬入廃棄物を載せた状態での最大計量は30トンまでです。過積載にはご注意ください。

その他、処理施設の管理運営に支障があると当センターが判断した車両については、搬入をお断りする場合があります。

## 7-3 搬入ルート

廃棄物搬入車両は、当センター退出後も含めて、決められた搬入ルート（次ページ「搬入ルート図」の搬入ルート黒塗り）を通行してください。

### ○ 搬入ルート

- ・ 「横須賀インター入口」交差点を「久里浜」方面へ進む。（写真A；すぐにトンネルあり）
  - ・ 「横須賀インター入口」交差点から約1.3km先の「平作4丁目」交差点を「佐島・芦名」方面に右折する。（写真B；交差点手前に案内標識あり）
  - ・ 横浜横須賀道路を横断している四角いトンネルをくぐり、さらにトンネル（大楠隧道）を通過する。
  - ・ トンネル（大楠隧道）を出て、約1.4km下ると当センター進入用門に到着。
- ※ 衣笠インター方面から平作方面に進み、「平作4丁目」交差点を「佐島・芦名」方面に左折するルートも可。

### ○ 搬入ルート通行の際の注意事項

- ・ 地元との協定に基づき、次のルート（次ページ「搬入ルート図」の斜線部）は、当センター退出後も含めて、搬入車両は通行できません。
  - ① 「大楠山入口」交差点（国道134号線側）からのルート
  - ② 「金谷」交差点からのルート
- ・ 地元の住宅地周辺を通過しますので、安全運転（制限速度の遵守等）や飛散防止対策の徹底をお願いいたします。
- ・ 搬入ルート上での駐車はしないでください。
- ・ 周辺に小中学校がありますので、児童、生徒には十分に注意してください。
- ・ 開門は8時30分となりますので、それ以前に到着することがないようにお願いします。



搬入ルート図

当センター位置図

写真A 「横須賀インター入口」交差点  
(正面 阿部倉トンネルに入る)



写真B 当センター方面に右折する交差点  
(「佐島・芦名」の案内標識あり)



## 7-4 施設内での搬入ルール

### ○ 搬入時に必要な書類等

申込内容印刷物、マニフェスト、講習会修了証

### ○ 当センターへの進入経路

搬入車両は、当センターの進入用門から進入し、搬入時用トラックスケールに向かいます。

### ○ 受付手続き

搬入時用トラックスケールで受付手続きを行います。

- ① 搬入時用トラックスケールに乗り、エンジンを停止して、廃棄物の目視検査及びサンプリングのため、飛散防止用のカバーをはずしてください。なお、カバーをはずす作業に時間がかかる搬入車両は、トラックスケールに乗る前に、当センター敷地内でカバーをはずしておいてください。
- ② 受付に、講習会修了証を提示し、申込内容印刷物とマニフェストを提出します。また、電子マニフェスト利用の場合には、事前に登録を済ませ、受付でマニフェスト番号をお知らせください。

### ○ 搬入廃棄物の目視検査・サンプリング及び前計量

搬入時用トラックスケールで、搬入廃棄物の目視検査、必要な場合はサンプリングを行います。その後、前計量を行います。

- ① 搬入廃棄物の目視検査を行います。なお、「燃え殻」、「汚泥」、「鉍さい」、「ばいじん」及び「燃え殻、汚泥及びばいじんを処分するために処理したもの」については、迅速分析のためのサンプリングを行います。
- ② 搬入車重量（車両重量＋廃棄物重量）の計量を実施後、カードを渡します。このカードは退出手続きの時に、返却していただきます。
- ③ 計量後、センター職員の指示により駐車スペースに移動してください。
- ④ 風で廃棄物が飛散する場合は、再度カバーをしてください。

### ○ 駐車スペースでの待機

順番待ちの搬入車両及び迅速分析結果待ちの搬入車両は、駐車スペースで待機していただきます。

- ① 待機中は、エンジンを停止してください。なお、駐車スペースには、休憩所がありますので、ご利用ください。
- ② ①でお待ちの搬入車両が廃棄物を降ろせる状況になりましたら、構内放送でお知らせしますので、センター職員の指示に従って、搬入施設へ移動してください。

## ○ 搬入施設における荷降ろし及び展開検査

- ① 搬入施設へ移動後、センター職員の指示に従って、廃棄物の荷降ろしをしてください。ダンプアップする廃棄物は搬入施設（建屋内）へ移動してください。梱包物で吊り作業する廃棄物は、重機の脇へ移動してください。

石綿含有産業廃棄物を除き、荷降ろし作業は、当センターではできませんので、迅速に荷降ろしができる車両で搬入してください。

玉掛けが必要な搬入物について、石綿含有産業廃棄物の荷降ろし作業については、原則として、当センターが重機を使用して行いますが、搬入車両の荷台での玉掛け作業は、搬入車両の運転手等に実施していただきます。玉掛けは、玉掛け技能講習修了者又は玉掛け特別教育修了者が行ってください。

（作業時は必ずヘルメット、保護手袋等を着用してください。）

また、搬入施設には、集じん施設、散水施設、照明等の関連設備が設置されていますので、搬入車両の移動や荷降ろし等の作業は、十分に注意をして行ってください。

- ② 荷降ろし後、廃棄物の展開検査を実施しますので、センター職員の指示があるまで、その場で待機してください。
- ③ センター職員が、退出の指示をした後、搬入施設を退出してください。その際、搬入車両の荷台等が元の位置に戻っていることを必ず確認してください。
- ④ 退出時用トラックスケールへ移動してください。

## ○ 退出手続き及び後計量

- ① 退出時用トラックスケールに乗り、エンジンを停止してください。
- ② 搬入時の前計量の際に渡したカードを、受付に返却してください。
- ③ 退出時重量の計量後、**搬入結果書とマニフェストのB1、B2票**を渡しますので、内容を確認した上で、センター職員の指示に従って、退出用門から退出してください。

## 玉掛けの必要な搬入物について

車両の荷台高さ（コンテナを含む。）が3mを超えるもので、玉掛け作業を行う場合は、安全のため、次の方法で重機オペレーターから玉掛け者等の合図を迅速かつ確実に視認できるように対応してください。

<荷台高さが3m以上の場合の安全な玉掛け方法>

(1) コンテナを降ろす方法

(2) コンテナの後ろを開ける方法（観音開き）



不合格の例



コンテナが降ろせない・コンテナの後ろが開かないため、重機オペレーターから玉掛け者の合図が見えない、また吊り上げても搬入物が見えない場合、非常に危険な作業となるため搬入できません。

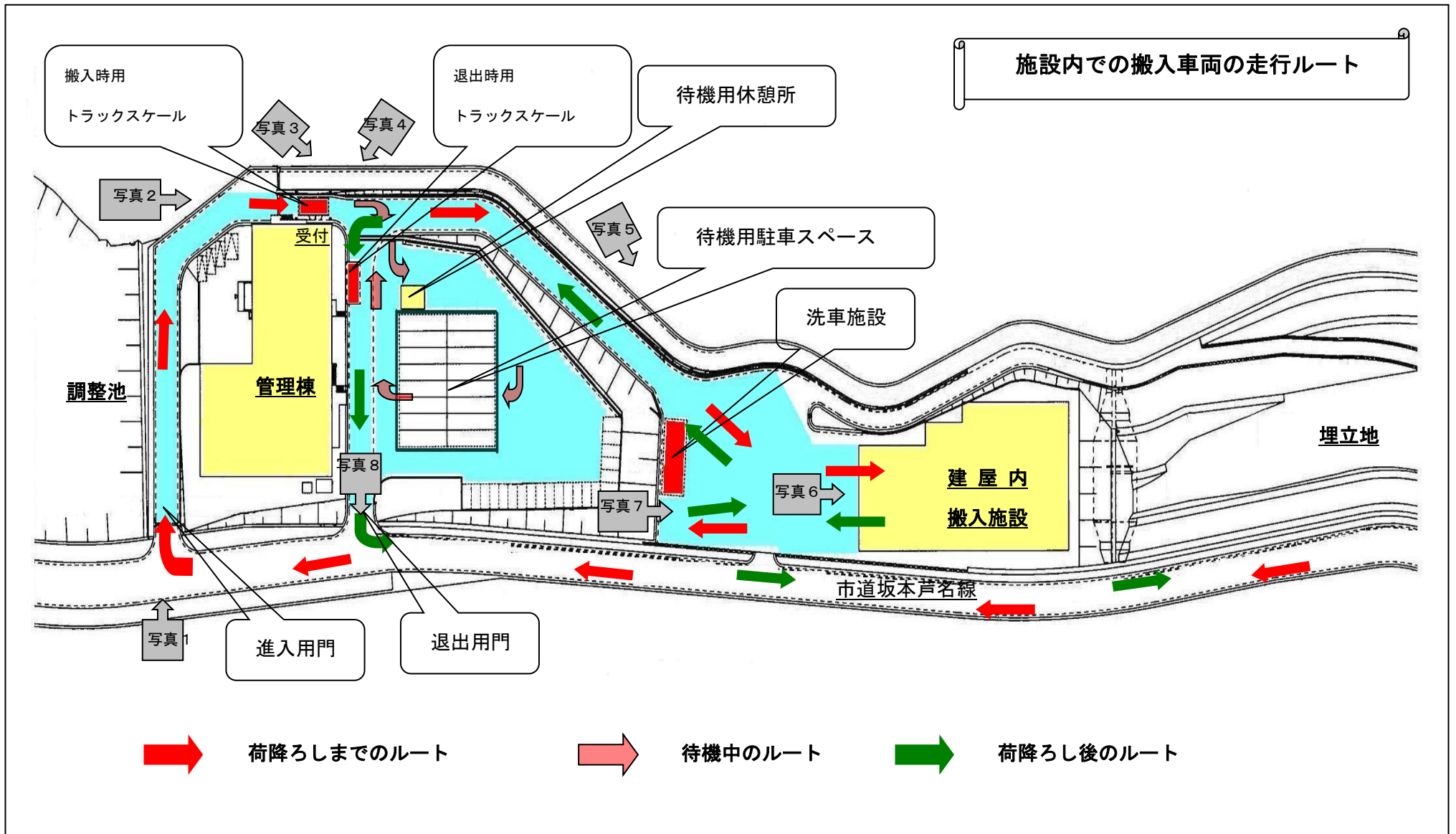




写真1 (進入用門)



写真2 (搬入時用トラックスケール)



写真3 (待機用駐車スペースと休憩所)



写真4 (退出時用トラックスケール)



写真5 (搬入施設への道路)



写真6 (建屋 搬入施設)



写真7 (吊り作業場所)



写真8 (退出用門)

かながわ環境整備センター

(産業廃棄物最終処分場)

<搬入の手引き>

---

■発行・編集／かながわ環境整備センター

(神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課横須賀駐在事務所)

令和8年6月8日版

〒240-0104 神奈川県横須賀市芦名3丁目1990番地

TEL : (046) 856-6810

FAX : (046) 856-6817

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f80175/index.html>

---